

議案第3号

西脇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

西脇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように定める。

平成30年2月27日

西脇市長 片山象三

(理由)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う介護保険法及び関係省令の改正により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める必要があるため。

西脇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定による基準該当居宅介護支援及び指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに法第79条第2項第1号の規定による指定居宅介護支援事業者の指定に関する申請者の資格を定めるものとする。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第2条 法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項に規定する基準は、次条から第8条に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）をもってその基準とする。

(居宅サービス計画への利用者意向の尊重)

第3条 省令第13条第8号（同条第16号及び省令第30条において準用する場合を含む。）の規定による居宅サービス計画の原案を作成するに当たっては、利用者の意向を尊重しなければならない。

(自己評価結果の公表)

第4条 基準該当居宅介護支援を行う事業者及び指定居宅介護支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、省令第12条第2項（省令第30条において準用する場合を含む。）の規定による評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(介護支援専門員に対する計画的な研修の実施)

第5条 指定居宅介護支援事業者等は、省令第19条第3項（省令第30条において準用する場合を含む。）の規定による研修の実施計画を介護支援専門員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容を見直すことにより、介護支援専門員の計画的な育成に努めるものとする。

(利用者に対する虐待の禁止)

第6条 基準該当居宅介護支援を行う事業所及び指定居宅介護支援事業所（以下「指定居宅介護支援事業所等」という。）の介護支援専門員その他の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

(事故の発生又は再発の防止措置)

第7条 指定居宅介護支援事業者等は、事故の発生又はその再発を防

止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定居宅介護支援事業所等の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を介護支援専門員その他の従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び介護支援専門員その他の従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(記録の保存年限)

第8条 省令第29条第2項(省令第30条において準用する場合を含む。)の規定により整備した記録については、その完結の日から5年間保存するものとする。

(指定居宅介護支援事業者の指定に関する申請者の資格)

第9条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(暴力団の排除)

第10条 指定居宅介護支援事業者等は、西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年西脇市条例第26号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。